

(案)

物品売払契約書

1. 件名 複数列X線CT断層撮影システムの売払契約
2. 品名規格数量 内訳書のとおり
3. 引渡し場所 沖縄県石垣市大川732 番地
4. 引取り期限 平成30 年11月30日まで
5. 契約金額 円
(内、消費税及び地方消費税 円)
6. 契約保証金

上記の物品売払について、沖縄県立八重山病院 院長（以下「甲」という。）が物品を
売払い、（以下「乙」という。）が買取りを行うことについて、対等な立場
における合意に基づき、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

平成30 年 月 日

売出人(甲)
沖縄県石垣市大川732 番地
沖縄県立八重山病院
院長

買受人(乙)

(案)

(総則)

第1条 甲及び乙は、頭書の物品売払契約に関し、この契約書に定めるものの他、入札説明書及び仕様書に従い履行しなければならない。

(契約保証金の還付等)

第2条

1. 契約保証金(以下「保証金」という。)には一切の利息を附さないものとする。
2. 甲は、乙が第4条及び第5条に規定する義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく保証金を乙に還付するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継せしめ若しくは担保に供してはならない。ただし、書面により、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約金額の納付)

第4条

1. 乙は契約金額を甲の発行する納入告知書により、指定された納付期日までに甲に納付しなければならない。
2. 乙は、前項に規定する納付期日までに契約金額を納付することができないときは、遅滞なく、その理由を詳記した書面をもって、甲に対し、納付期日の延長を求め、承認を受けなければならない。なお、納付期日延長の承認があったときは、乙は、甲に対し、前項に定めた納付期日の翌日から、売払代金納付の日まで契約金額に対し5%の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(売払物品の引渡し時期)

第5条

1. 本契約締結後、甲と乙との間で協議した日程に併せて、速やかに引渡しを実施する。
2. 乙は前項の引渡しを受けたときは、受領書を甲に提出するものとする。

(売払物品の引渡し時の個人情報の取り扱い)

第6条 原則的に売払物品の個人情報データ管理などについては、売払物品の引渡し前に、事前に甲側で個人情報データなど消去・削除など適切な対応処理をするものとする。

(案)

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

1. 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

2. 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ. 役員(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員またはその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ. 暴力団(暴力団対策法第2条第号に規定する暴力団という。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ. 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト. 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(解除に伴う返還金等)

第8条

1. 甲は前条の規定により契約を解除したときは次項以下に定める措置を取るものとする。

2. 乙が支払った契約金額を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

(損害賠償)

第9条 甲または乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を各々請求することができる。

(案)

(返還金の相殺)

第10条 甲は第8条第1項の規定により契約金額を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する契約金額の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第11条 本契約の締結及び履行に関する一切の費用はすべて乙の負担とする。但し、内訳書に別途付帯条項が有る際には、それに従って各負担するものとする。

(契約外の事項)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約において疑義を生じた事項については甲と乙が協議して定めるものとする。